

The logo for RYOYO, consisting of the word "RYOYO" in a bold, blue, sans-serif font.

第60回 定時株主総会 招集ご通知

**開催
日時**

2020年4月28日（火曜日）午前10時
午前9時受付開始

**開催
場所**

東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件

目次

第60回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
（提供書面）	
事業報告	15
連結計算書類	31
計算書類	40
監査報告	48

株主各位

証券コード 8068

2020年4月6日

東京都中央区築地一丁目12番22号

菱洋エレクトロ株式会社

代表取締役社長 **中村 守孝**

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年4月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、賛否をご入力の場合、2020年4月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。なお、機関投資家の皆様は、議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

敬 具

記

1 日 時	2020年4月28日（火曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2 場 所	東京都中央区銀座五丁目15番8号 時事通信ホール（時事通信ビル2階） <small>（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</small>
3 目的事項	報告事項 1. 第60期（2019年2月1日から2020年1月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第60期（2019年2月1日から2020年1月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役2名選任の件 第4号議案 監査役4名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ※ 当日ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。
何卒、株主の皆様にはご理解賜りますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.ryoyo.co.jp/>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2020年4月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年4月27日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年4月27日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
菱洋エレクトロ株式会社 御中
株主総会日 _____ 議決権の数 XX 股

XXXX年XX月XX日

基本日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

QRコード
デザイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
株主番号 XXXXX
郵便番号 XXXXX

菱洋エレクトロ株式会社

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

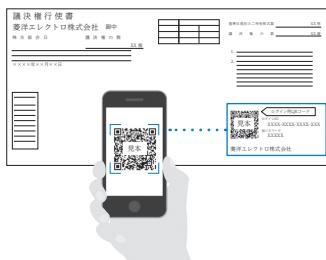
書面（郵送）とインターネット等により議決権を行使された場合には、インターネット等により行使された内容を、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

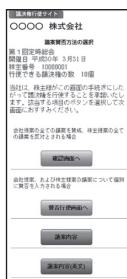
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



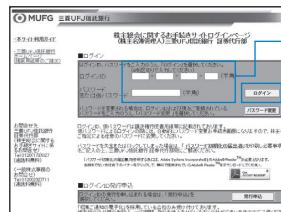
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

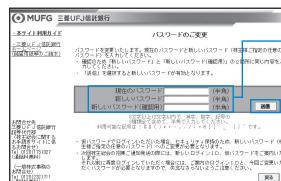
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第60期の期末配当につきましては、「利益配分に関する基本方針」に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 40円 配当総額 982,912,040円
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年4月30日

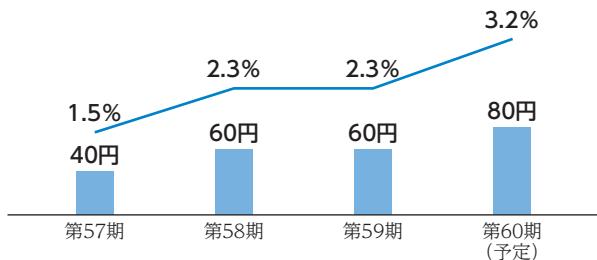
2. その他の剰余金の処分に関する事項

今後の安定的かつ継続的な配当や自己株式の消却など、資本政策の選択肢を確保するため、以下のとおり別途積立金を全額取り崩させていただきたいと存じます。

① 増加する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	30,000,000,000円
② 減少する剰余金の項目とその額	別途積立金	30,000,000,000円

<ご参考>

1株当たり年間配当金と純資産配当率の推移



利益配分に関する基本方針

当社は事業活動から得られた利益の配分を経営における重要事項の一つと位置付けております。

安定した経営基盤の維持並びに今後の事業拡大に取り組む一方、財政状態や経営環境等を勘案しながら株主還元を行っており、「純資産配当率 (DOE) : 3%」を目標とした安定的な配当を実施することを基本方針としております。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

経営環境の変化に伴う事業の多様化に対応するために、事業の目的に関する規定（定款第2条）を変更するものであります。

その他、目的事項の変更に伴い同条文の号番号を繰下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第2条（目的） 当会社の目的は次の通りとする。	第2条（目的） 当会社の目的は次の通りとする。
(1) ~ (5) (記載省略)	(1) ~ (5) (現行どおり)
(新 設)	<u>(6) 貨物利用運送業。</u>
(新 設)	<u>(7) 倉庫業。</u>
<u>(6) ~ (12)</u> (記載省略)	<u>(8) ~ (14)</u> (現行どおり)

第3号議案

取締役2名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、今回新たに選任されます取締役の任期は、当社定款第22条第2項により、他の在任取締役の任期の満了する2021年4月に開催予定の第61回定時株主総会終結の時までとなります。また、本総会の終結の時をもって、取締役小川賢八郎氏が辞任により退任いたしますので、本議案による選任後の取締役の総数は10名となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位
1	たか だ しん や 高 田 信 哉	新任 社外 独立	—
2	おお ば まさ し 大 庭 雅 志	新任 社外 独立	—

新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

たかだしんや
高田信哉

(1952年1月8日生)

所有する当社の株式数… 0株
取締役在任年数…………… 一年
取締役会出席状況…………… 一回



新任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1975年 4月	株式会社伊勢丹（現株式会社三越伊勢丹）入社	2010年 1月	同社代表取締役専務執行役員経営戦略本部長
1995年 2月	同社営業本部営業政策部長	2012年 6月	同社常勤監査役
2002年 6月	同社執行役員経営企画部総合企画担当	2017年 6月	株式会社ショーワ社外取締役（監査等委員）（現任）
2008年 4月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役専務執行役員経営戦略本部長		

重要な兼職の状況

株式会社ショーワ社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由

前職において、主に経営企画・戦略分野を歴任しながら経営に携わった経験を有しております。以上により、当社の企業価値向上を実現させるために多角的な視点で助言ができる人材と判断したため、新たに当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

おおばまさし
大庭雅志

(1955年2月13日生)

所有する当社の株式数… 0株
取締役在任年数…………… 一年
取締役会出席状況…………… 一回



新任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月	東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社	2016年 6月	東京海上アセットマネジメント株式会社代表取締役社長
2007年 6月	同社執行役員経理部長	2018年 5月	株式会社ユニマツプレシャス代表取締役社長
2010年 6月	東京海上ホールディングス株式会社常務取締役		
2015年 4月	同社取締役副社長CFO		

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由

前職において、主に管理部門を歴任しながらCFOとして経営に携わった経験を有しております。以上により、当社の企業価値向上を実現させるために多角的な視点で助言ができる人材と判断したため、新たに当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注)1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 高田信哉氏及び大庭雅志氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、高田信哉氏及び大庭雅志氏が社外取締役に選任された場合には、両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
会社法第427条第1項の規定に基づいて、社外取締役が当社の社外取締役としてその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、8百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、当社はその損害賠償責任を超える部分を免責する。
4. 高田信哉氏及び大庭雅志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が社外取締役に選任された場合には、両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案

監査役4名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役全員（4名）が任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位
1	菅野博之	新任	総務部長
2	木村良二	再任 社外 独立	社外監査役
3	秋山和美	再任 社外 独立	社外監査役
4	大井素美	新任 社外 独立	—

再任 再任監査役候補者 新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

かんのひろゆき
菅野博之

(1962年9月8日生)

所有する当社の株式数… 1,100株
監査役在任年数…………… 一年
取締役会出席状況…………… 一回
監査役会出席状況…………… 一回



新任

略歴、当社における地位

1984年 4月 当社入社
2005年 8月 経理部長
2015年 2月 監査部長、CSR部長
2016年 8月 総務人事部長
2018年 3月 総務部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

監査役候補者とした理由

当社の管理本部を中心に経理、総務、人事、監査、CSR等管理部門全般の業務経験を重ねてきており、これらの経験に基づいた財務及び会計等の知識を豊富に有しております。以上のことから、同氏は監査役として適任であるとともに、当社の監査役に就任した際には、その職務を適切に遂行できるものと判断しました。

候補者
番号

2

きむらりょうじ
木村良二

(1950年10月15日生)

所有する当社の株式数… 0株
監査役在任年数…………… 8年
取締役会出席状況…………… 13/14回
監査役会出席状況…………… 12/12回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位

1980年 4月 弁護士登録（横浜弁護士会（現神奈川県 2012年 4月 日本司法支援センター神奈川地方
 県弁護士会）） 事務所所長
1983年 4月 木村良二法律事務所開設 当社社外監査役（現任）
2006年 4月 横浜弁護士会会長 2015年 3月 法務省法制審議会委員
2007年 6月 横浜国立大学学術研究部会委員（現 2019年 4月 関東弁護士会連合会理事長
 任）
2008年 4月 日本弁護士連合会副会長

重要な兼職の状況

木村良二法律事務所 弁護士

社外監査役候補者とした理由

長年にわたって弁護士として活動しており、その学識及び経験に基づき企業法務全般に関する高度な専門的知見を有しております。以上のことから、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、社外監査役として適任であるとともに、引き続きその職務を適切に遂行いただけるものと判断しました。

候補者
番号

3

あきやまかずみ
秋山和美

(1955年3月13日生)

所有する当社の株式数… 0株
監査役在任年数… 4年
取締役会出席状況… 14/14回
監査役会出席状況… 12/12回



再任 社外 独立

略歴、当社における地位

1978年 4月 大蔵省（現財務省）入省	2014年10月 三菱日立製鉄機械株式会社入社（現 Primetals Technologies Japan株式会社）社長付調査役
2006年 7月 財務省四国財務局長	
2007年 6月 財務省国税庁名古屋国税局長	
2008年 6月 国土交通省大臣官房審議官兼内閣官房内閣審議官	2016年 4月 当社 社外監査役（現任）
2010年 7月 財務省横浜税関長	2016年10月 三井住友海上火災保険株式会社顧問（現任）
2011年 6月 東日本高速道路株式会社社外監査役	2019年11月 SAMURAI証券株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

三井住友海上火災保険株式会社顧問
SAMURAI証券株式会社社外取締役

社外監査役候補者とした理由

長年にわたって中央省庁に勤務した経験に基づく財務・会計に関する幅広い見識を有しており、他社においても監査役を歴任しております。以上のことから、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、社外監査役として適任であるとともに、引き続きその職務を適切に遂行いただけるものと判断しました。

候補者
番号

4

おおいもとみ
大井素美

(1977年2月27日生)

所有する当社の株式数… 0株
監査役在任年数… 一年
取締役会出席状況… 一回
監査役会出席状況… 一回



新任 社外 独立

略歴、当社における地位

1999年 4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2002年 4月 公認会計士登録
2006年 5月 大井公認会計士事務所開設
2013年 6月 株式会社シーボン社外監査役

重要な兼職の状況

大井公認会計士事務所 公認会計士

社外監査役候補者とした理由

公認会計士としての財務・会計、監査に関する広範な専門知識と豊富な経験に基づいた多くの知見を有しており、他社においても監査役を歴任しております。以上のことから、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、社外監査役として適任であるとともに、当社の社外監査役に就任した際には、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しました。

- (注)1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 再任候補者の在任年数は、就任の時から本総会終結の時までの期間となります。
3. 木村良二、秋山和美、大井素美の3氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、定款第34条の規定に基づき、木村良二氏及び秋山和美氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
また、当社は、大井素美氏が社外監査役に選任された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
会社法第427条第1項の規定に基づいて、社外監査役が当社の社外監査役としてその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、8百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、当社はその損害賠償責任を超える部分を免責する。
5. 当社は木村良二、秋山和美の両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、大井素美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に選任された場合には、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】 社外役員選任基準

当社は社外役員（社外取締役、社外監査役）候補者を選任する際に、その独立性を確保するため、社外役員の選任基準を規定しております。

現在の社外役員の選任基準は、次のいずれの項目にも該当しないことを要件とします。

- ①当社グループの取締役、監査役、従業員として直近10年以内に在籍していた者とその2親等以内の親族
- ②直近5年以内に当社グループの主要取引先（※1）の取締役、監査役、従業員として在籍していた者
- ③当社株式議決権の10%以上を有する株主（法人株主の場合はその業務執行者）
- ④直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の報酬を受けていた専門的な役務の提供者（※2）
- ⑤直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けていた者
- ⑥取締役の相互派遣関係にある者
- ⑦その他当社グループと重要な利害関係にある者

※1. 当社グループ直近事業年度における連結売上高の2%以上の取引実績を持つ取引先を指します。

※2. 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、コンサルタント、顧問を指します。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2019年2月1日～2020年1月31日)における国内経済は、米中貿易摩擦の影響による中国経済の減速や中東情勢への懸念といった国外の経済動向や地政学リスク等の影響を受け、輸出の減少基調が続いたほか、製造業を中心に生産調整や設備投資を抑制する動きが見られるなど、力強さを欠くものとなりました。

当社グループの属するエレクトロニクス業界は、中国市場における設備投資の低迷により、通信や産業機器分野を中心に低調な推移となりましたが、ICT分野においては、労働力人口の減少や働き方改革といった社会的課題の解決に向けたIT関連投資が拡大したほか、クラウドやセキュリティ関連の需要も引き続き堅調に推移いたしました。

このような環境の下、当社グループはWindows7のサポート終了に伴うパソコンの買い替え需要の拡大や、前期後半から立ち上がったテレビ向け案件が通年を通して寄与したことなどにより、大幅な増収を達成したほか、当社独自の価値の創出を目指す「Only RYOYOへの挑戦」の施策においても、音声認識に係る取り組みでは国内メーカーの家電製品への採用が決まるなど、高付加価値型企業への変革に向けた着実な成果が見られました。

当連結会計年度の売上高は、1,085億38百万円(前期比15.7%増)、営業利益は21億54百万円(前期比71.3%増)、経常利益は21億87百万円(前期比48.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は13億3百万円(前期比27.7%増)となりました。



売上高の品目別の概況は次のとおりです。

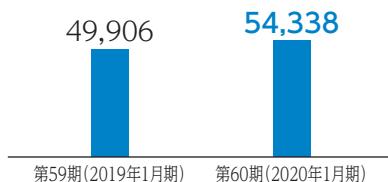
半導体/デバイス事業

<主な取扱商品>

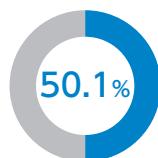
(半導体) ……マイクロプロセッサ、マイコン、システムLSI、パワーデバイス、メモリー、LED素子、レーザーダイオード、各種センサー等
(デバイス) ……液晶パネル、液晶モジュール、密着イメージセンサー等

売上高

(単位：百万円)



売上高構成比



売上高は543億38百万円で、前期より44億32百万円(8.9%)増加しました。

これは、主にデジタル家電向け半導体が増加したためです。

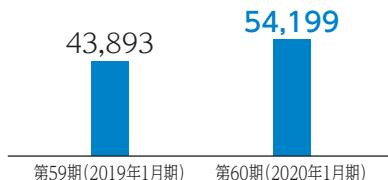
ICT/ソリューション事業

<主な取扱商品>

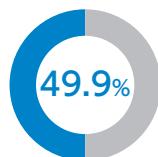
(ICT) ……サーバー、ストレージ、ワークステーション、パソコン、タブレット、ソフトウェア、ディスプレイモニター、プリンター、プロッター、プロジェクター、ネットワークシステム、保守サービス等
(ソリューション) ……業種別オリジナルソリューション等

売上高

(単位：百万円)



売上高構成比



売上高は541億99百万円で、前期より103億6百万円(23.5%)増加しました。

これは、主にパソコン用ソフトウェアが増加したためです。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

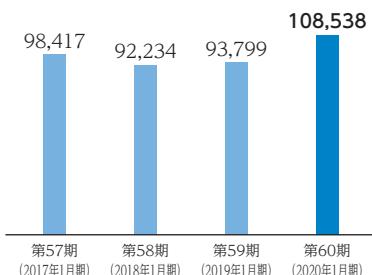
当社の連結子会社である菱洋電子（上海）有限公司は、非連結子会社であった菱洋電子貿易（大連）有限公司を2019年6月に吸収合併し、その事業及び資産等を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

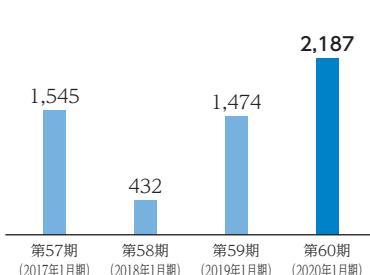
当社は、2019年8月に当社の連結子会社であるRYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD.の子会社（当社における孫会社）としてRYOYO ELECTRO (MALAYSIA) SDN. BHD. を設立し、連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

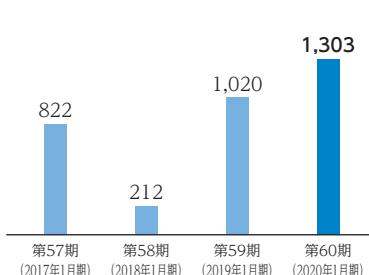
売上高 (単位：百万円)



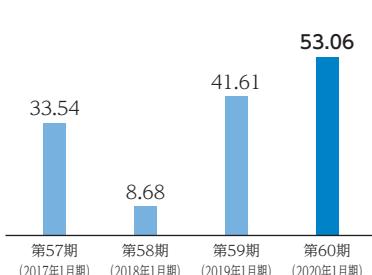
経常利益 (単位：百万円)



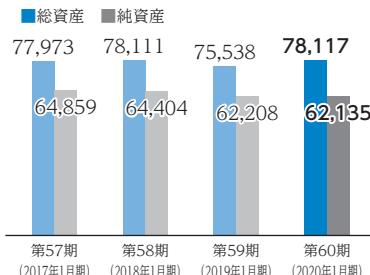
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



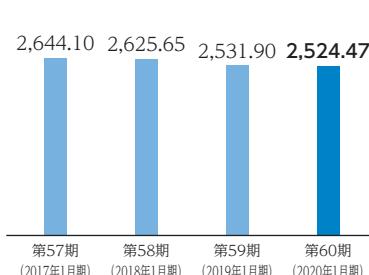
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



	第57期 (2017年1月期)	第58期 (2018年1月期)	第59期 (2019年1月期)	第60期 (当連結会計年度) (2020年1月期)
売上高 (百万円)	98,417	92,234	93,799	108,538
経常利益 (百万円)	1,545	432	1,474	2,187
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	822	212	1,020	1,303
1株当たり当期純利益 (円)	33円54銭	8円68銭	41円61銭	53円6銭
総資産 (百万円)	77,973	78,111	75,538	78,117
純資産 (百万円)	64,859	64,404	62,208	62,135
1株当たり純資産額 (円)	2,644円10銭	2,625円65銭	2,531円90銭	2,524円47銭

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
リョーヨーセミコン株式会社	100百万円	100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD.	8,000千シンガポールドル	100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED	30,300千ホンコンドル	100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
菱洋電子（上海）有限公司	58,301千人民元	100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.	140,000千ルピー	※100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
RYOYO ELECTRO (MALAYSIA) SDN. BHD.	1,000千マレーシアリングット	※100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション

(注) 1. ※印は子会社による所有を含む比率を表示しております。

2. 2019年6月に菱洋電子（上海）有限公司は、非連結子会社であった菱洋電子貿易（大連）有限公司を吸収合併いたしました。

これにより資本金は増加しております。

3. 2019年8月にRYOYO ELECTRO (MALAYSIA) SDN. BHD.を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、高付加価値型企業への変革を目指し、2022年1月期を最終年度とする3ヶ年ビジネスプランにおいて、以下の項目を戦略の骨子として取り組んでおります。

<商社本業の再構築>

顧客を理解し「顧客が望むもの（情報・サービスを含む）」を、望む「時」に、望む「量」、望む「質」、望む「価格」で届けるという商社に求められる「商いの基本」を追求し、既存顧客との関係強化および新たな顧客の獲得につなげてまいります。

<Only RYOYOへの挑戦>

ものづくり（設計開発）の機能を強化し、商社本業の機能と連結することにより、既存製品と当社独自の技術・ソリューションを組み合わせた付加価値（Only RYOYO）の創出を加速してまいります。

<経営インフラの充実>

ビジネスプロセスの見直しや積極的なIT投資により営業生産性の最大化を追求すると共に、経営の健全性・透明性を保つガバナンス体制の強化、社員1人1人が健全な競争意識を持ち、社会環境の変化に対応した働き方を実現する人事制度の整備を行うことにより、企業価値向上に向けて当社グループ一丸となって取り組む体制づくりを進めてまいります。

(5) 主要な事業所 (2020年1月31日現在)

菱洋エレクトロ株式会社（当社）	本 社	東京都中央区築地一丁目12番22号
	支 店	仙台、松本、大宮、八王子、横浜、名古屋、大阪
	営 業 所	京都、福岡
	サテライト オフィス	郡山
リョーヨーセミコン株式会社（子会社）	本 社	東京都中央区築地一丁目12番22号
RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD.（子会社）	本 社	シンガポール共和国
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED（子会社）	本 社	中華人民共和国
菱洋電子（上海）有限公司（子会社）	本 社	中華人民共和国
RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.（子会社）	本 社	インド
RYOYO ELECTRO (MALAYSIA) SDN. BHD.（子会社）	本 社	マレーシア

(6) 使用人の状況 (2020年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
561名	+35名

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
504名	+26名	44.0歳	15.8年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(7) 主要な借入先の状況 (2020年1月31日現在)

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 119,628,800株
- ② 発行済株式の総数 26,800,000株
- ③ 株主数 8,417名
- ④ 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社レスターホールディングス	5,627	22.90
三菱電機株式会社	2,246	9.14
エス・エッチ・シー株式会社	2,118	8.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,121	4.56
株式会社シープ商会	523	2.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	471	1.92
日本生命保険相互会社	409	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	403	1.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	325	1.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口620090806)	276	1.12

(注) 持株比率は自己株式 (2,227,199株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要は以下のとおりです。

名称	菱洋エレクトロ株式会社 第1回 新株予約権	菱洋エレクトロ株式会社 第2回 新株予約権	菱洋エレクトロ株式会社 第3回 新株予約権
新株予約権の総数	450個 (新株予約権1個につき100株)	190個 (新株予約権1個につき100株)	680個 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の割当ての対象者及びその人数	当社取締役 1名 (うち社外取締役 -)	当社取締役 1名 (うち社外取締役 -)	当社取締役 5名 (うち社外取締役 -)
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 45,000株	当社普通株式 19,000株	当社普通株式 68,000株
新株予約権の払込金額 (発行価額)	新株予約権1個当たり58,300円 (1株当たり583円) (注1)	新株予約権1個当たり57,800円 (1株当たり578円) (注1)	新株予約権1個当たり95,400円 (1株当たり954円) (注1)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	(注2)	(注2)	(注2)
新株予約権を行使することができる期間	2012年5月31日から 2052年5月30日まで	2013年9月28日から 2053年9月27日まで	2019年2月1日から 2059年1月31日まで
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)	(注3)

- (注) 1. 割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額とが相殺される。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
3. ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 会長	小川 賢八郎	
代表取締役 社長	中村 守孝	
代表取締役専務執行役員	脇 清	経営戦略室管掌、管理本部管掌
取締役 上席執行役員	田辺 正昭	東日本ブロック管掌、西日本ブロック管掌
取締役 上席執行役員	玉越 義紹	半導体・デバイス事業本部管掌
取締役 上席執行役員	岡崎 靖	ソリューション事業本部管掌
取締役 上席執行役員	安田 誠樹	ソリューション事業本部副管掌
取締役	早川 吉春	取締役会議長
取締役	白石 真澄	
常勤監査役	堀切 豊	
監査役	木村 良二	
監査役	野辺 地勉	
監査役	秋山 和美	

指名・報酬委員会：早川吉春（委員長）、白石真澄、中村守孝、脇 清

- (注) 1. 取締役のうち、早川吉春氏及び白石真澄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、木村良二氏、野辺地 勉氏及び秋山和美氏は、社外監査役であります。
3. 大内孝好氏及び中原都美子氏は、2019年4月25日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任いたしました。
4. 常勤監査役堀切 豊氏、監査役野辺地 勉氏及び監査役秋山和美氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役堀切 豊氏は、当社の管理本部及び経営戦略室における長年の経験を有しております。
 - ・監査役野辺地 勉氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役秋山和美氏は、財務省における長年の経験を有しております。
5. 監査役木村良二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役早川吉春氏及び白石真澄氏、並びに監査役木村良二氏、野辺地 勉氏及び秋山和美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	11 (3)	178 (19)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	33 (18)
合計 (うち社外役員)	15 (6)	212 (37)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2008年4月25日開催の第48回定時株主総会において年額280百万円以内（ただし、使用人分は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2019年4月25日開催の第59回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年4月27日開催の第57回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 上記には、2019年4月25日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 早川 吉春	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地及び経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
取締役 白石 真澄	就任後開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。 民間企業、教職、公職を通じた豊富な経験に基づいた多角的な視点で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
監査役 木村 良二	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
監査役 野辺地 勉	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
監査役 秋山 和美	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。長年の財務省における勤務で培われた見識に基づき意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役早川吉春氏及び白石真澄氏並びに社外監査役木村良二氏、野辺地 勉氏及び秋山和美氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額または8百万円のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る報酬等の額	41
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための基準として「リョーヨーグループ行動規範」を制定している。
その徹底を図るため、CSR部が当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括している。
- ・内部統制システムの整備が重要な経営課題であると認識し「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」を定め、適正な組織経営の確保を図っている。
- ・取締役は定期的に開催される取締役会によって相互に業務執行状況を監視している。
- ・監査部は各部門の業務の妥当性と効率性を適時チェックするとともに、CSR部と連携してコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に代表取締役及び監査役に報告される。
- ・法令上疑義のある行為について使用人が直接情報提供を行う手段として「リョーヨーグループ・コンプライアンスホットライン」を設置している。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては毅然とした態度で臨み、警察や専門の弁護士とも緊密に連携をとり、一切の関係を遮断している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務に係る情報は「文書管理規程」に従い保存及び管理し、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できる。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ、品質、為替、財務報告等に係るリスクについては、各所管部門において、リスク管理責任者がリスク管理の適正な体制を整備する。万が一、リスクが顕在化した場合、各所管部門は、リスク管理責任者の指揮のもと、損害の発生を最小限に止めるために迅速かつ適切な対応を採る。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は法令・定款に定められた事項、経営に関する重要事項の決定（子会社に関する重要事項を含む。）に際し、十分な議論の上での確かつ迅速な意思決定を行うことができるよう取締役の人数を適正な規模とすることでその機能を高めている。
- ・経営の意思決定・監督機関としての取締役会とその意思決定に基づく業務執行機能を分離し、代表取締役社長と執行役員による機動的な業務執行を可能とする体制としている。
- ・取締役および執行役員の指名、報酬の客観性を高めるため、半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、審議結果を取締役に答申している。

- ⑤ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
- ・「国内子会社管理規程」「海外子会社管理規程」を定め、子会社に対し財務状況その他の重要事項について当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社企業集団相互の円滑な連携と健全な事業の発展を図っている。
 - ・金融商品取引法の定めに従い財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」を定め、内部統制システムを整備し、その有効性を定期的に評価している。
 - ・CSR部は当社グループ各社の業務を所管する部門と連携して、内部統制の状況を把握し必要に応じて改善等を指導する。
 - ・監査部は当社グループ各社に対し定期的に内部監査を実施し、法令並びに規程の遵守状況を監査するとともに必要な指導を行う。
- ⑥ **監査役職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**
- ・監査部は「業務分掌規程」に基づき、監査役が要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。また、その職務に関して独立性を確保するために取締役の指揮命令を受けない。
- ⑦ **当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人は監査役に対して法定の事項に加え、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事項、経営の重要事項、内部監査状況、コンプライアンスホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。
 - ・監査役へ報告を行った当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知する。
- ⑧ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・監査役がその職務の執行について費用の前払等を請求したときは、当該監査役の職務執行に必要なないと認められるものを除き、その前払等の請求に従い処理するものとする。
- ⑨ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。また、必要に応じて専門の弁護士、会計監査人から監査業務に関する助言を受ける。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

- ・取締役会では、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。取締役会には社外監査役も出席し、随時必要な意見表明を行っております。

② 監査役の監査が実効的に行われることに関する取り組み

- ・監査役会では、取締役会の議案の審議をはじめ、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について幅広く意見交換などを行い、その結果は取締役会などで適宜意見表明されています。
- ・取締役会を含めた重要な会議への出席や、決裁済稟議書等の重要な書類の閲覧、代表取締役、会計監査人、内部監査部門との定期的な意見交換会を実施することにより、監査の実効性の向上を図っております。

③ 業務の適正の確保に関する取り組み

- ・内部監査部門である監査部は、期初に策定した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、実施の都度、代表取締役及び監査役へ監査結果の報告を行っております。
- ・法律上疑義のある行為について当社グループの使用人が直接情報提供を行う手段としての「リョーヨーグループ・コンプライアンスホットライン」の通報窓口、経営から独立した社外の通報窓口（社外の弁護士）を設置しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年1月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	54,453
現金及び預金	12,417
受取手形及び売掛金	28,152
商品及び製品	12,598
その他	1,288
貸倒引当金	△2
固定資産	23,664
有形固定資産	229
工具、器具及び備品	96
土地	5
その他	126
無形固定資産	311
投資その他の資産	23,122
投資有価証券	20,334
退職給付に係る資産	1,627
その他	1,481
貸倒引当金	△320
資産合計	78,117

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	14,554
支払手形及び買掛金	12,006
未払法人税等	730
未払消費税等	226
賞与引当金	467
その他	1,123
固定負債	1,427
退職給付に係る負債	182
繰延税金負債	827
その他	418
負債合計	15,982
(純資産の部)	
株主資本	59,715
資本金	13,672
資本剰余金	13,336
利益剰余金	35,337
自己株式	△2,630
その他の包括利益累計額	2,317
その他有価証券評価差額金	2,141
繰延ヘッジ損益	△0
為替換算調整勘定	79
退職給付に係る調整累計額	97
新株予約権	102
純資産合計	62,135
負債純資産合計	78,117

連結損益計算書 (2019年2月1日から2020年1月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	108,538
売上原価	98,177
売上総利益	10,361
販売費及び一般管理費	8,206
営業利益	2,154
営業外収益	272
受取利息	62
受取配当金	167
仕入割引	7
投資事業組合運用益	18
その他	16
営業外費用	239
売上割引	5
為替差損	181
支払手数料	20
その他	31
経常利益	2,187
特別利益	1,140
退職給付信託設定益	700
投資有価証券売却益	430
関係会社清算益	9
特別損失	1,107
投資有価証券評価損	1,107
税金等調整前当期純利益	2,219
法人税、住民税及び事業税	771
法人税等調整額	145
当期純利益	1,303
親会社株主に帰属する当期純利益	1,303

連結株主資本等変動計算書 (2019年2月1日から2020年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年2月1日残高	13,672	13,336	35,827	△2,690	60,145
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,718		△1,718
親会社株主に帰属する当期純利益			1,303		1,303
自己株式の取得				△1	△1
新株予約権の行使		△15		36	20
譲渡制限付株式報酬		10		24	35
連結子会社と非連結子会社との合併による増減			△69		△69
利益剰余金から資本剰余金への振替		4	△4		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△490	60	△429
2020年1月31日残高	13,672	13,336	35,337	△2,630	59,715

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替調整 益	換算 調整	退職給付に係る 調整累計額		
2019年2月1日残高	1,569	△0		189	182	123	62,208
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,718
親会社株主に帰属する当期純利益							1,303
自己株式の取得							△1
新株予約権の行使							20
譲渡制限付株式報酬							35
連結子会社と非連結子会社との合併による増減							△69
利益剰余金から資本剰余金への振替							—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	571	0		△110	△84	△20	356
連結会計年度中の変動額合計	571	0		△110	△84	△20	△73
2020年1月31日残高	2,141	△0		79	97	102	62,135

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

リョーヨーセミコン株式会社
RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD.
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED
菱洋電子（上海）有限公司
RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.
RYOYO ELECTRO (MALAYSIA) SDN. BHD.

② 連結の範囲の変更

当連結会計年度から新たに設立いたしましたRYOYO ELECTRO (MALAYSIA) SDN. BHD.を連結の範囲に含めております。

③ 非連結子会社の名称

台湾菱洋電子股份有限公司
RYOYO ELECTRO (THAILAND) CO., LTD.
RYOYO ELECTRO USA, INC.
RYOYO SERVICE (THAILAND) CO., LTD.
RYOYO ELECTRO EUROPE GMBH

④ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益、利益剰余金等のいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

関連会社の数 1社

関連会社の名称

株式会社青電舎

非連結子会社又は関連会社については、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.の決算日は3月末日であり、連結計算書類の作成に当たっては、12月末日現在で実施した仮決算に基づく決算書類を使用しております。

その他の在外連結子会社の決算日は12月末日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の決算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

(ロ) その他有価証券

A. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

B. 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. たな卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

ハ. デリバティブ

時価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 3年～15年

その他 2年～47年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生時から費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約のうち振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

外貨建取引は、「社内外貨管理規程」に基づき、原則としてその取引成約時（予定取引を含む）に成約高の範囲内で為替予約等のデリバティブを利用することにより、将来の為替リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計の両者を比較して評価しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

605百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

△130百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	26,800	—	—	26,800

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,278	0	52	2,227

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

2. 自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使及び譲渡制限付株式報酬の支給による減少分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2019年4月25日開催の第59回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 735百万円
- ・1株当たり配当金額 30円
- ・基準日 2019年1月31日
- ・効力発生日 2019年4月26日

ロ. 2019年8月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 982百万円
- ・1株当たり配当金額 40円
- ・基準日 2019年7月31日
- ・効力発生日 2019年10月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年4月28日開催予定の第60回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

- ・配当金の総額 982百万円
- ・1株当たり配当金額 40円
- ・基準日 2020年1月31日
- ・効力発生日 2020年4月30日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式数	45,000株	19,000株	68,000株
新株予約権の個数	450個	190個	680個
新株予約権の残高	26,235,000円	10,982,000円	64,872,000円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。デリバティブは、外貨建取引に係る将来の為替変動リスクを回避するための為替予約取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとに与信限度額を設定の上、期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に信用状況を把握する体制とし、財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握及び軽減を図っております。また、外貨建営業債権は、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主に外貨建営業債務とネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券、投資信託、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握した時価を取締役に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払法人税等の支払期日は1年以内であります。また、外貨建営業債務は、為替変動リスクに晒されておりますが、主に外貨建営業債権とネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

営業債務、未払法人税等については、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループが保有する現預金で十分カバーできるものと判断しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（注）2参照）及び重要性が乏しいものについては、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（*1） （百万円）	時価（*1） （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	12,417	12,417	—
(2) 受取手形及び売掛金	28,152	28,152	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	—	—	—
② その他有価証券	19,034	19,034	—
(4) 支払手形及び買掛金	(12,006)	(12,006)	—
(5) 未払法人税等	(730)	(730)	—
(6) デリバティブ取引(*2)	(46)	(46)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託は公表されている基準価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,123
投資事業有限責任組合への出資	177
合 計	1,300

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	12,417	—	—	—
受取手形及び売掛金	28,152	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	3,000	1,000	—
合 計	40,569	3,000	1,000	—

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,524円47銭
(2) 1株当たり当期純利益	53円6銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	52円76銭

計算書類

貸借対照表 (2020年1月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	46,591
現金及び預金	9,839
受取手形	3,598
売掛金	21,517
営業未収入金	9
商品及び製品	10,417
未収入金	823
その他	387
貸倒引当金	△2
固定資産	25,223
有形固定資産	184
建物	32
機械及び装置	57
工具、器具及び備品	88
土地	5
無形固定資産	311
ソフトウェア	279
ソフトウェア仮勘定	20
その他	12
投資その他の資産	24,726
投資有価証券	19,461
関係会社株式	2,781
長期貸付金	232
前払年金費用	1,371
差入保証金	313
その他	879
貸倒引当金	△311
資産合計	71,814

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	13,028
買掛金	10,592
未払金	427
未払法人税等	716
未払消費税等	224
未払費用	347
預り金	57
賞与引当金	440
その他	221
固定負債	1,238
退職給付引当金	58
繰延税金負債	802
その他	376
負債合計	14,266
(純資産の部)	
株主資本	55,305
資本金	13,672
資本剰余金	13,336
資本準備金	13,336
利益剰余金	30,926
利益準備金	1,290
その他利益剰余金	29,636
別途積立金	30,000
繰越利益剰余金	△363
自己株式	△2,630
評価・換算差額等	2,140
その他有価証券評価差額金	2,141
繰延ヘッジ損益	△0
新株予約権	102
純資産合計	57,548
負債純資産合計	71,814

損益計算書 (2019年2月1日から2020年1月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	92,807
売上原価	83,442
売上総利益	9,365
販売費及び一般管理費	7,506
営業利益	1,859
営業外収益	248
受取利息	8
有価証券利息	16
受取配当金	167
仕入割引	7
投資事業組合運用益	18
その他	29
営業外費用	215
為替差損	159
その他	56
経常利益	1,891
特別利益	1,140
退職給付信託設定益	700
投資有価証券売却益	430
関係会社清算益	9
特別損失	1,107
投資有価証券評価損	1,107
税引前当期純利益	1,924
法人税、住民税及び事業税	734
法人税等調整額	131
当期純利益	1,058

株主資本等変動計算書 (2019年2月1日から2020年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益 剰余金				
2019年2月1日残高	13,672	13,336	-	1,290	30,000	300	△2,690	55,909	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△1,718		△1,718	
当期純利益						1,058		1,058	
自己株式の取得							△1	△1	
新株予約権の行使			△15				36	20	
譲渡制限付株式報酬			10				24	35	
利益剰余金から資本剰余金 への振替			4			△4		-	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△664	60	△604	
2020年1月31日残高	13,672	13,336	-	1,290	30,000	△363	△2,630	55,305	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益		
2019年2月1日残高	1,569	△0	123	57,601
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,718
当期純利益				1,058
自己株式の取得				△1
新株予約権の行使				20
譲渡制限付株式報酬				35
利益剰余金から資本剰余金 への振替				-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	571	0	△20	550
事業年度中の変動額合計	571	0	△20	△53
2020年1月31日残高	2,141	△0	102	57,548

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③ その他有価証券

イ. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

ロ. 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～47年

機械及び装置 2年～10年

工具、器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約のうち振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建取引は、「社内外貨管理規程」に基づき、原則としてその取引成約時（予定取引を含む）に成約高の範囲内で為替予約等のデリバティブを利用することにより、将来の為替リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計の両者を比較して評価しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額
510百万円

(2) 保証債務

① 次の子会社について、取引先からの仕入債務に対する保証を行っております。

保証先	金額
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED	545百万円

② 次の子会社について、金融機関からの出資に対する保証を行っております。

保証先	金額
RYOYO SERVICE (THAILAND) CO., LTD.	10百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,572百万円
長期金銭債権	233百万円
短期金銭債務	693百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	6,147百万円
仕入高	6,881百万円
販売費及び一般管理費	0百万円
営業取引以外の取引高	15百万円

(2) 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

△108百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,278	0	52	2,227

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。
2. 自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使及び譲渡制限付株式報酬の支給による減少分であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券	386百万円
商品及び製品	325百万円
退職給付引当金	240百万円
賞与引当金	134百万円
貸倒引当金	96百万円
未払事業税	59百万円
新株予約権	31百万円
長期未払金	21百万円
未払費用	14百万円
その他	25百万円
繰延税金資産小計	1,336百万円
評価性引当額	△543百万円
繰延税金資産合計	792百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△955百万円
前払年金費用	△419百万円
退職給付信託設定益	△214百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△1,595百万円
繰延税金資産（△は負債）の純額	△802百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.30%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.46%
住民税等均等割額	0.91%
評価性引当額	12.16%
法人税等特別控除	△0.55%
その他	△0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.97%

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED	30,300千 ホンコンドル	半導体/デバイス ICT/ソリューション	100	0名	当社が販 売する商 品の一部 を相互に 供給	商品の販売	2,531	売掛金	1,263

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 販売価格については、市場実勢を勘案して子会社と協議のうえ決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,337円79銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 43円11銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 42円87銭 |

独立監査人の監査報告書

2020年3月6日

菱洋エレクトロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 美 晃 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 尻 健 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、菱洋エレクトロ株式会社の2019年2月1日から2020年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、菱洋エレクトロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年3月6日

菱洋エレクトロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 美 晃 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 尻 健 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、菱洋エレクトロ株式会社の2019年2月1日から2020年1月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年2月1日から2020年1月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年3月10日

菱洋エレクトロ株式会社	監査役会
常勤 監査役 堀 切	豊 ㊦
社外 監査役 木 村	良 二 ㊦
社外 監査役 野辺地	勉 ㊦
社外 監査役 秋 山	和 美 ㊦

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

時事通信ホール（時事通信ビル2階）

東京都中央区銀座五丁目15番8号 TEL (03) 3546-6606

交通

- ① 東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 「東銀座」 駅下車 6番出口より徒歩約1分
- ② 都営地下鉄大江戸線 「築地市場」 駅下車 A3出口より徒歩約6分
- ③ 東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線 「銀座」 駅下車 A5出口より徒歩約7分
- ④ J R山手線・京浜東北線 「有楽町」 駅下車 中央口より徒歩約13分



※お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。